

いじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン

令和8年7月
岡山市教育委員会

1 はじめに

このガイドラインは、岡山市の市立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項各号に規定する重大事態が発生したとき又はその疑いがあると認めるときに、同法14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された岡山市問題行動等対策委員会（以下「調査委員会」という。）が岡山市教育委員会の諮問に応じて調査を行った場合又は学校が主体となり調査を行う委員会（以下「学校設置委員会」という。）が調査を行った場合において、当該調査結果の公表を検討するに当たり、その基本的方針等を明らかにするものである。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改定）には、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とあり、本市においてもこれを踏まえ、当該調査結果については原則公表するものとし、後述する方針を決定するものである。

2 公表についての基本姿勢

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定）」においては、「調査結果を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされている。また、「対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる」とされている。本市においてもこれを踏まえ、当該調査結果については原則公表するものとし、後述する方針を決定するものである。

3 公表の意義・目的

公表の意義・目的としては次のものが考えられる。

- ・児童生徒・保護者を含む市民に対して、いじめ防止の啓発を促し、社会全体でいじめの問題を考えていく契機とする。
- ・同種事案のいじめの再発防止を含む、いじめ問題への学校等の対応や未然防止に生かす。
- ・調査委員会及び学校設置委員会の公正性・中立性を担保し、調査結果の信頼性を保つ。
- ・学校及び学校設置者のいじめ事案への対応について、社会的な評価を受ける。

4 公表の影響

公表することによる関係当事者への影響としては、次のような点などが考えられる。

- ・同じ学校の保護者、地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり人間関係の状況等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じるおそれがある。
- ・当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出ることにより、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省、当事者間の関係修復等に支障が生じるおそれがある。
- ・インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による人権侵害が生じるなど関係児童生徒の成長を阻害する状況が生じるおそれがある。
- ・その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、事実の把握が難しくなるおそれがある。

5 公表の在り方

学校現場及び教育行政の透明性を担保して同種事案の再発防止を図るという観点からは、調査結果を公表することには非常に有益な意義・目的がある。一方で、調査結果は、児童生徒の人間関係や好悪の感情、児童生徒の発達状況や行動傾向、深刻な心身への被害とその心情など、個人生活や人格に関わる情報があふれており、保護者の情報も併せて、極めて重要な個人情報と将来の生活や成長に係る情報が含まれている。このような調査結果の内容を公表することの影響が極めて大きいことも、看過されてはならない。

したがって、公表は、調査への影響が重大なものとならないようにするとともに、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くしたうえで行うものとする。

6 公表するか否かの判断

原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとするが、公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の影響等を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでないと判断する場合もありうる。

なお、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行わない。

7 被害児童生徒・保護者への意向確認

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するに当たり、被害者側の意向は重要な要素である。被害者側には、調査結果の公表の意義、影響等について丁寧に説明し、公表の意向を確認する。その際は、保護者だけでなく、被害児童生徒の発達段階等を踏まえ、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認する。

なお、確認にあたっては、被害児童生徒又は保護者のどちらかが公表を望まない場合には、原則として公表しない旨をあらかじめ説明する。

また、公表の有無を決定した後の再検討は、原則行わないものとする。

8 公表方法

公表に当たっては、原則として、調査委員会が作成した調査報告書を市ホームページで公表する。なお、その内容については、個人情報やプライバシー保護の観点から一部黒塗りとする場合がある。

その際、報告書が大部に及ぶ場合や、黒塗りとなる箇所が多く及ぶ場合については、市民に分かりやすく伝える観点から、調査委員会の作成した調査報告書をもとに、周知すべき情報を要約した概要版を別途作成し、公表する。

また、学校設置委員会が調査した場合には、公表の意義・目的に適う概要版を作成したものを問題行動等対策委員会に報告し、概要版としての適正を諮った上で公表する。

9 公表の時期及び期間

調査委員会から調査報告書の提出があった後、当該報告書の内容についていじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者に報告し、市ホームページでの公表について同意を得た場合は、速やかに公表する。公表期間は、6か月を基本とするが、公表中に被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとする。

令和〇年〇月〇日
岡山市教育委員会

調査結果報告書〔概要版〕

本報告書は、令和〇年〇月〇日に岡山市立学校から提出のあった報告書を基に、本市の公表のガイドラインに従って、岡山市問題行動等対策委員会の確認に基づき、公表のための概要版として作成したものである。

1 調査の目的及び調査組織の構成

2 事案の概要

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

4 いじめの行為の認定

5 学校の対応

6 再発防止策